

南房総市高齢者施設整備運営事業者募集要項

（令和8年度整備 特定施設入居者生活介護）

令和7年8月

南房総市保健福祉部高齢者支援課

1 公募の趣旨

南房総市では、第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めています。

本公募は、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項及び第8条の2第9項に規定する特定施設入居者生活介護事業所を令和8年度に整備、開設する事業者を募集するものです。

2 公募施設の概要

公募する介護サービスの種別、整備予定数、対象圏域は次のとおりです。

サービスの種別	整備予定数	定員	対象圏域
混合型特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護を含む。）を提供する介護付有料老人ホーム	1施設	30人以上 50人まで	市内全域

3 応募の要件

(1) 応募事業者の資格

ア 法人格を既に有している運営事業者、又は法人格を有する予定の運営事業者であること。ただし、設立予定の場合は、整備に着手するまでに登記が完了できること。

イ 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号の規定に該当しないこと。

ウ 法人及び代表者が国税、地方税等を滞納していないこと。

エ 南房総市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条例第2条第3号に規定する暴力団員等、又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

オ 応募法人（運営法人）自らが開設し、県の指定を受けるものであること。

(2) 整備資金について

自己資金による整備を原則とします。（本市からの補助金等の交付はありません。）

(3) 土地について

ア 事業を実施するに当たり、土地、建物を確実に確保できる見込みであること。

応募書類を提出する際に、購入等により土地を確保しておく必要はありませんが、売買確約書、賃貸借確約書等により事業実施の際に土地が確保されることを確認します。

イ 借地の場合は、事業の存続に必要な相当長期間の賃借権又は地上権を設定すること。この場合、賃借料は無料又は極力低額であり、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められること。

- ウ 貸与を受ける土地には、あらかじめ抵当権等の権利が設定されていないこと。
- エ 埋蔵文化財の有無、農地法・森林法・自然公園法・都市計画法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法対策の推進に関する法律・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・建築基準法・消防法、その他の関連する法令等基準を満たしていること。必要に応じて関係機関と相談の上、計画を策定すること。
- オ 建設用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること。

(4) 建物等について

- ア 千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）で定める基準を満たしていること。
- イ 隣接住民、地元区等に対し、十分な説明をすること。
- ウ 地元区及び建設予定地に接する土地所有者等から建設事業に係る同意が得られるよう十分な説明を行うこと。
地域住民への説明に当たっては、「南房総市に計画書を提出するための説明であり、現段階で施設整備が決定したものではない」旨を説明資料に記載する等、十分注意して行うこと。
なお、県との事前協議終了までに同意が得られないと認められる場合は決定を取り消す場合があります。
- エ 周辺の環境に合った外観に配慮すること。
- オ 隣接住民の日照権等に十分な配慮をすること。

(5) 運営条件

- ア 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）等のほか、老人福祉法、介護保険法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守したものであること。
- イ 千葉県有料老人ホーム設置にかかる事前協議等実施要綱及び千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針に従うこと。
- ウ サービス付き高齢者向け住宅である場合は、その登録基準及び千葉県サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導指針に従うこと。
- エ その他、関係省令・解釈通知・運営基準などの内容を十分に理解・確認の上、申請を行うこと。

4 公募から開設までのスケジュール

No.	内 容	日 程
1	実施要領等の公表・配布	令和7年8月27日（水）から11月4日（火）
2	事前協議書の受付	令和7年8月27日（水）から10月6日（月）
3	募集要項に対する質問受付	令和7年8月27日（水）から10月14日（火）
4	応募資格審査結果通知	令和7年10月10日（金）

5	応募書類受付	令和7年10月10日（金）から11月4日（火）
6	質問回答期限	令和7年10月17日（金）
7	1次審査（書類審査）	令和7年11月上旬
8	2次審査（面接審査）	令和7年11月14日（金）
9	結果通知及び公表	令和7年12月中旬

<千葉県との協議について>

本公募において事業候補者に決定された事業者は、千葉県高齢者福祉課へ事前協議申出書を提出し、必要な手続きを行ってください。

千葉県との事前協議にあたっては、千葉県健康福祉部高齢者福祉課のホームページ「有料老人ホームを開設したい方へ」等を参照してください。

なお、事業候補者に選定されたことをもって、当該事業者の整備事業計画が千葉県において採択されることを保証するものではありません。

5 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年8月27日（水）から11月4日（火）まで
窓口での配布は午前8時45分から午後5時00分まで
（ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

(2) 配布場所

南房総市保健福祉部高齢者支援課

〒294-8701 千葉県南房総市谷向100番地

※南房総市ホームページよりダウンロード可能

<https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000020405.html>

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和7年8月27日（水）から10月14日（火）午後5時まで

(2) 提出方法 質問書（様式1）をファクス又はメールに添付し提出すること。

※送信後は、必ず電話による着信確認を行うこと。

<送信先>

南房総市保健福祉部高齢者支援課

電 話：0470-36-1152

ファクス：0470-36-1133

メールアドレス：kaigo@city.minamiboso.lg.jp

※メールの件名は「質問票（法人名）」とすること。

(3) 回答 質問に対する回答は随時行う。

メールにて全応募者に回答する。

(4) 回答期限 令和7年10月17日（金）午後5時まで

7 事前協議申出書の受付

応募書類の提出前に事業内容について、必ず事前相談を行ってください。

(1) 受付期間

令和7年8月27日（水）から令和7年10月6日（月）まで

午前9時から午後4時30分まで（時間厳守）（土曜・日曜・祝日は除く。）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上、御持参ください。

(2) 提出書類

No.	項 目	留意事項等	様 式
1	事前協議申出書		
2	定款・寄付行為	最新のもの	—
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	応募書類提出日から3か月以内に発行された最新のもの	—
4	事業者概要		様式2
5	事業計画書		様式3
6	誓約書及び役員名簿		様式5
7	代表者・管理者（予定者）経歴書	当該事業に関する資格を有する場合は、資格を有する書類の写しを添付してください。	様式6 様式7
8	事業スケジュール	時系列に記載（土地取得、建築確認申請、住民説明、着工、竣工、職員募集、開設等）	様式自由
9	計画図面等	施設の案内図・配置図・平面図等 ①位置図（縮尺1/10,000程度） ②周辺図 ※交通の便と周辺の状況を示した図 ③建物配置図・平面図・立面図 ④排水計画図 ⑤現況写真（撮影日が記載。カラー写真でA4判の台紙等に添付すること） ※外観及び内部の現況写真（既設のみ） ※図面はA3判に加工して提出してください。	—
10	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	公図、土地・建物登記事項証明書 買収する場合：地権者の売買内諾書の写し 賃貸する場合：地権者の賃借内諾書の写し	—
11	事業資金計画書	資金調達計画 事業に要する費用、財源内訳など	様式自由
12	借入金償還計画書	融資ごとに作成すること ※資金の融資を受ける場合にあっては金融機関等の融資内諾書を添付	様式11

※必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

(3) 提出場所

本募集要項の「13 問合せ先及び各種書類の提出先」を参照のこと。

(4) 提出部数 1部

8 応募書類の受付

(1) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和7年10月10日（金）から令和7年11月4日（火）まで

午前9時から午後4時30分まで（時間厳守）（土曜・日曜・祝日は除く。）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上、御持参ください。

イ 提出場所

本募集要項の「13 問合せ先及び各種書類の提出先」を参照のこと。

ウ 提出部数

12部（正本1部、副本（写し）11部）

エ 提出書類

No.	項 目	留意事項等	様 式
1	公募申込書		様式4
2	定款・寄付行為	最新のもの	—
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	応募書類提出日から3か月以内に発行された最新のもの	—
4	市税及び国税の各納税証明書	直近年度の市税（全税）及び国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことを確認できるもの）	—
5	決算書類	直近3か年分の決算書（財産目録、貸借対照表、資金・事業収支計算書）	—
6	指導監査、運営指導の状況	指導監査、運営指導（法人、介護保険事業所）の結果通知書及び改善報告書の写し（該当する場合）※最新のもの	—
7	開設提案書		様式8
8	職員の配置計画		様式9
9	検査済証の写し	建築基準法及び消防法上の検査済証の写し（既設のみ）	—
10	地元住民等に対する説明及び同意の状況	地元区の同意書があれば添付してください。	様式10
11	その他必要な書類	現在運営している施設等のパンフレット	—

※提出書類の様式は、南房総市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000020405.html>

オ 応募書類受付期間終了後は、応募者の都合による計画変更、又は追加の書類提出は一切認めません。ただし、本市が必要と判断した場合は書類の追加、補正等を求めることがあります。

カ 契約者同士で原本を保管する必要があるものは、写しの提出で構いませんが、法人代表者名で原本証明をしてください。

【 原本証明の例 】

例 1) 既存法人の場合

この写しは原本と相違ありません。
令和 年 月 日
〇〇〇法人 〇〇〇会
代表者 〇〇 〇〇 実印

例 2) 新設法人の場合

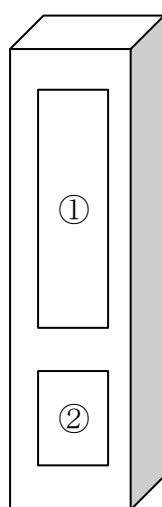
この写しは原本と相違ありません。
令和 年 月 日
(仮称) 〇〇〇法人 〇〇〇会
設立代表者 〇〇 〇〇 実印

(2) 書類の調製方法

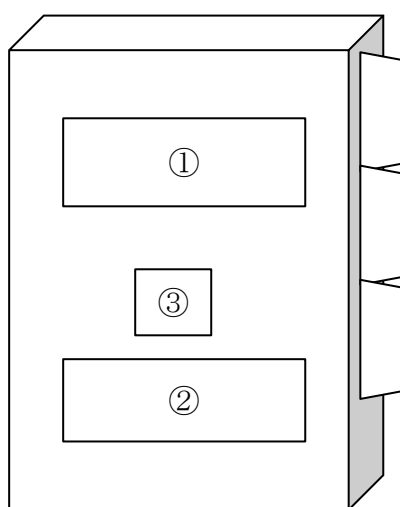
ア A4 ファイルに調整し、以下を参照し、表紙及び背表紙に法人名等を記載してください。

イ 「8 エ 提出書類」の順に書類を綴じ、目次及びページを付けてください。

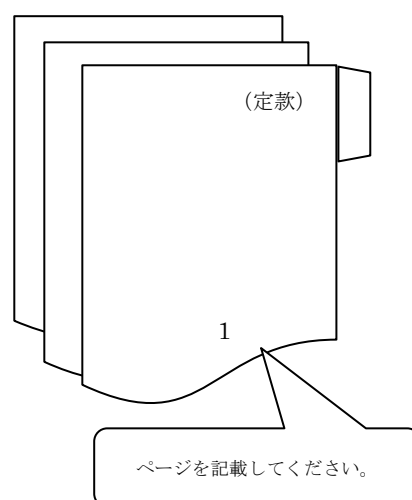
ウ 書類の右肩に項目名とインデックスを付けてください。インデックスは提出書類一覧の表番号のみの記載も可能とします。



(縦書き)



(横書き)



表紙・背表紙の記載内容は次のとおりです。

- ① 特定施設入居者生活介護事業所整備運営事業者応募書類一式
- ② 法人名
- ③ 正本又は副本の別

9 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することができませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (2) 提出された種類は、理由を問わず返却しません。
- (3) 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (4) 他の応募者の計画の内容に関しての問合せについては、一切応じません。
- (5) 本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、市はその責任を負いません。応募に当たっては、関係者への詳細な説明と正確な意向を確認してください。
- (6) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式 12）を提出してください。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- (1) 応募資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要項等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合していない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 審査委員会（2次審査）を正当な理由なく欠席した場合

11 審査に係る事項

- (1) 1次審査

提出された申請書類に基づき、書類審査等を行います。

- (2) 2次審査

法人の代表者等から施設の運営方針等について面接審査を行い、事業に対する考え方、理解度等、総合的に評価を行います。面接審査は、応募書類として提出された書類（開設提案書等）の口頭による説明とします。

ア 開催日時及び開催場所

別途通知します。

イ 面接審査の所要時間

45分程度とし、1者につき30分以内の提案後、質疑応答を行います。

ウ 発表者（出席者）

法人関係者3名以内とします。

エ 注意事項

- ・2次審査は非公開です。他の事業者の審査を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。

オ その他

面接審査の発表順序は応募書類の受付順とします。

(3) 評価項目

評価項目		配点
1次審査 (書類審査)	1-1 法人の経営状況	100 ※得点の1/10を2次審査に反映させます。
	1-2 法人代表者（予定者）の運営実績	
	1-3 近隣エリアにおける事業実績	
	1-4 施設長（予定者）の事業経験、資格要件等	
	1-5 理事会等での審議	
	1-6 建設予定地の立地・環境の現場調査について	
	2-1 隣接地地権者への説明及び同意について	
	2-2 周辺住民・地元区民への説明及び同意について	
2次審査 (面接審査)	3-1 応募動機、法人理念、運営方針について	100
	3-2 安全・安心・衛生対策について	
	3-3 人材確保・職員の育成について	
	3-4 地域・関係機関との連携及び交流等の方法について	
	4-1 食事・排泄・入浴など日常的な介護・支援についての考え	
	4-2 医療ニーズが高い利用者への対応について	
	4-3 認知症ケアについて	
	4-4 利用者の権利擁護及び虐待防止に向けての取り組みについて	
	4-5 サービス評価・第三者評価について	
	5-1 資金調達について	
	5-2 事業費の適正な計上について	
	6-1 早期事業着手の確実性について	
	6-2 用地の確保について	
	※1次審査結果	

※各評価項目の配点及び評価基準は別紙1のとおりです。

(4) 審査方法〔非価格考慮型〕

ア 評価点数の合計平均点数が基準点（満点の6割）以上の者を、事業候補者として選定します。応募が1者のみの場合でも審査基準に従い審査を行い、基準点を満たしていない場合は、事業候補者なしとします。

イ 基準点以上の事業候補者が複数あったときは、合計点数による判定及び順位付け判定により事業候補者を選定します。各判定方法により順位に変動がないか確認し、変動する場合は、順位付け判定により1位となった者を事業候補者として選定します。

ウ 合計点数が最も高い者が2人以上ある場合は、順位付け判定において1位の獲得数が多い順に上位とします。1位の獲得点数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とします。

エ 順位の獲得数がいずれも同数の場合は、委員による多数決により事業候補者を選定します。

(5) 選定結果

選定結果は、2次審査に出席した全ての応募者に文書で通知するとともに、南房総市ホームページで公表します。結果についての電話、文書等による問合せ、異議の申し立ては受け付けません。

(6) その他

第1順位事業候補者が辞退等により事業ができないと判断した場合は、合計点数による判定及び順位付け判定による次点者と施設整備に向けた協議を行うものとします。

1.2 情報公開

プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は南房総市情報公開条例（平成18年南房総市条例第10号。以下「条例」という。）に基づく公文書に該当するものであり、情報公開及び提供については、公開対象文書及び公開基準に基づき取り扱うこととします。

「公開対象文書及び公開基準」 凡例 ○：開示 △：部分開示（注1） ×：不開示

対象文書の名称（例示）		受託候補者決定前 （注2）（注3）	受託候補者決定後 （注2）（注3）	
			受託候補者に係るもの	非受託候補者に係るもの
提案事業者名		×	○	×
事業提案に関する書類	参加申込書（公募型）	×	△	△
	企画提案書	×	△	×
	受注体制文書	×	△	×
	見積書等	×	△	△

法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	○	×
	財務諸表等	×	△	△
仕様書、実施要領		○	○	
事業者を選定するための審査項目、審査の視点、配点及び評価の基準		○	○	
審査結果		×	△	
審査結果通知書		×	○	△
審査委員会	委員名簿	×	△	
	議事内容の記録	×	△	

(注1) 「△：部分公開」とは、条例第7条によるものとする。

(注2) 受託候補者の決定後であっても契約締結前は条例第6条第5号に該当し、選定に関する情報であり選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、不開示とする。

(注3) 辞退者に係る情報はこの基準の対象とせず、条例に基づき、開示の可否について判断する。

※本公募において上記「受託候補者」は「事業候補者」、「参加者」は「応募者」、「企画提案書」は「開設提案書」と読み替えます。

1 3 問合せ先及び各種書類の提出先

〒294-8701 千葉県南房総市谷向100番地

南房総市保健福祉部高齢者支援課

介護保険係 担当：高梨、稲葉

電 話：0470-36-1152（直通） FAX:0470-36-1133

メールアドレス：kaigo@city.minamiboso.lg.jp

別紙 1

1 法人の経営状況等について（1次審査）

評価項目	評価事項	評価基準点
1 法人の経営状況	法人の経営状況について ①過去3年間の法人収支が健全である。 ②過去3年間の法人収支が健全とはいえない。 ③過去3年間の法人収支が健全ではない。	①=20 ②=10 ③= 0
2 法人代表者（予定者）の運営実績	法人代表者（予定者）の介護保険法・老人福祉法に定める事業の運営実績について ①運営実績が5年以上である。 ②運営実績が5年未満である。 ③運営実績がない。	①=10 ②= 5 ③= 0
3 近隣エリアにおける事業実績	法人又は法人代表者（予定者）の近隣エリアにおける事業実績について ①安房郡市内において介護保険サービスや医療・福祉事業の運営実績がある。 ②安房郡市外において介護保険サービスや医療・福祉事業の運営実績がある。 ③介護保険サービスや医療・福祉事業の運営実績がない。	①=5 ②=3 ③=0
4 管理者（予定者）の介護事業等の経験	管理者（予定者）の介護保険施設・事業所、老人福祉施設、保険医療機関の従業者等として携わった経験について ①携わった経験を有している。 ②携わった経験を有していない。	①=5 ②=0
5 理事会等での審議	事業計画の策定に当たり、理事会・評議委員会（新設法人の場合は設立準備委員会）で十分な審議が行われているか。 ①十分な審議を行っている。 ②審議を行っている。 ③審議を行っていない。	①=10 ②= 5 ③= 0
6 建設予定地の立地・環境の現場調査について	地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。周辺の交通環境や地形において危険な場所がないか。火災などの非常災害時に緊急車輛等の進入が行えるよう十分な幅員を有する道路（通路）に面しているか。入居者の安全が確保される等、生活環境として良好であるか。 ①地域住民との交流機会や入居者の安全が確保され、生活環境として良好である。 ②入居者の安全が確保され、生活環境として良好である。 ③良好であるとはいえない。	①=20 ②=15 ③= 0

2 地元住民等関係者に対する説明及び同意の状況について

評価項目	評価事項	評価基準点
1 隣接地地権者への説明及び同意について	隣接地地権者の説明及び同意の状況について ①全員の同意が得られている。 ②全員に説明がされており、一部の同意が得られている。 ③一部に説明がされており、一部の同意が得られている。 ④全員に説明がされているが、同意（一部）には至っていない。 ⑤一部に説明がされているが、同意（一部）には至っていない。 ⑥説明予定である。	①=20 ②=15 ③=12 ④=10 ⑤= 5 ⑥= 0
2 地元区への説明及び同意について	地元区への説明及び同意の状況について ①同意が得られている。 ②説明がされているが、同意まで至っていない。 ③説明がされていない。	①=10 ②= 5 ③= 0

3 基本的な考え方について（以下2次審査）

評価項目	評価事項	評価基準点
1 応募動機、法人理念、運営方針について	応募動機が福祉や介護の理念に基づいており、熱意と実現性が感じられるか。事業の内容を理解し、具体的な事業の目的及び運営方針が定められているか。 ①応募動機が福祉や介護の理念に基づいており、熱意と実現性が感じられる。事業の内容を理解し、具体的な事業の目的及び運営方針を定めている。 ②応募動機が福祉や介護の理念に基づいており、具体的な事業の目的及び運営方針を定めている。 ③応募動機が福祉や介護の理念に基づいており、事業の目的及び運営方針を定めているが、やや不十分な点が見られる。 ④応募動機が福祉や介護の理念に基づいておらず、事業の目的及び運営方針を定めていない。	①=5 ②=3 ③=1 ④=0
2 安全・安心・衛生対策について	夜間・緊急時対応、非常災害対策、事故発生時の対応、衛生管理の各項目について具体的に示されているか。 ①すべての項目について十分具体的な方法や対応が考えられている。 ②すべての項目について具体的な方法や対応が考えられている。 ③具体的な方法や対応が考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。	①= 5 ②= 4 ③= 3 ④= 2 ⑤= 1

3 人材確保・職員の育成について	人材確保（雇用計画・勤務体制・職員の負担軽減・離職防止）・人材育成・研修計画の各項目について具体的に示されているか。独自性、実現性があるか。 ①すべての項目について十分具体的な方法や対応が考えられている。独自性、実現性が感じられる。 ②すべての項目について具体的な方法や対応が考えられている。 ③具体的な方法や対応が考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。	①＝10 ②＝ 8 ③＝ 6 ④＝ 4 ⑤＝ 2
4 地域・関係機関との連携及び交流等の方法について	医療機関との連携、医療的ケアが必要な入所者の受入、地域住民との交流、ボランティアの受入について具体的に考えられているか。 ①すべての項目について十分具体的な方法や対応が考えられている。 ②すべての項目について具体的な方法や対応が考えられている。 ③具体的方法や対応が考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。	①＝10 ②＝ 8 ③＝ 6 ④＝ 4 ⑤＝ 2

4 入居者への対応について（質の高いサービス提供に向けた取り組み）

評価項目	評価事項	評価基準点
1 食事・排泄・入浴など日常的な介護・支援についての考え	入居者の身体状況に応じた提供方法が具体的に考えられているか。 ①十分に具体的に考えられている。 ②具体的に考えられている。 ③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。	①＝10 ②＝ 8 ③＝ 6 ④＝ 4 ⑤＝ 2
2 医療ニーズが高い入居者への対応について	医療ニーズが高い入居者（ターミナルケアを含む）への対応方法について具体的に考えられているか。 ①十分に具体的に考えられている。 ②具体的に考えられている。 ③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④回答として不適切、又は考えられていない。	①＝5 ②＝3 ③＝1 ④＝0
3 認知症ケアについて	認知症ケアに関する適切な取り組みが具体的に考えられているか。 ①十分に具体的に考えられている。 ②具体的に考えられている。 ③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。	①＝10 ②＝ 8 ③＝ 6 ④＝ 4 ⑤＝ 2

4 入居者の権利擁護及び虐待防止に向けての取り組みについて	権利擁護及び虐待防止に関する具体的な取り組みが考えられているか。 ①十分具体的に考えられている。 ②具体的に考えられている。 ③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。	①=10 ②= 8 ③= 6 ④= 4 ⑤= 2
5 サービス評価・第三者評価について	サービス評価・第三者評価に関する適切な取り組みが具体的に考えられているか。 ①十分具体的に考えられている。 ②具体的に考えられている。 ③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④回答として不適切、又は考えられていない。	①=5 ②=3 ③=1 ④=0

5 資金計画等に関する事項について

評価項目	評価事項	評価基準点
1 資金調達について	資金の調達状況について ①自己資金で十分確保されている。 ②借入金で確保できる見込み。 ③具体的に示されていない。	①=5 ②=3 ③=0
2 事業費の適正な計上について	事業費の計上について ①適正な計上がされている。 ②おおむね適正である。 ③具体的に示されていない。	①=5 ②=3 ③=0

6 土地に関する事項について

評価項目	評価事項	評価基準点
1 早期事業着手の確実性について	土地等について、各法令の基準の確認状況について ①関係法令との整合性が確認されており、早期の事業着手が可能である。 ②整合性が確認されているが、時間を要する。 ③整合性が確認されていない。	①=5 ②=3 ③=0
2 用地の確保について	土地の確保状況について ①建設用地を所有している。 ②譲渡の承諾が得られている。 ③確保されていない。	①=5 ②=3 ③=0